

Ⅳ. 重点施策の事業実施状況

重点施策 1 ひろめよう、それぞれの居場所 ～子どもの居場所づくり～

(1-3 子どもの居場所づくり)

子どもの居場所ネットワーク事業の実施【こども支援課】

公民協働による子どもの居場所づくりの推進による、こどもを地域全体で健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的に、子どもの居場所ネットワーク事業を実施しました。実施にあたり、市域コーディネーターに加えて、7圏域に圏域コーディネーターを配置しました。令和6年度（2024年度）の主な実績は、下記のとおりです。

1. ポータルサイト「いこっと」の更新

「こどもの居場所について知りたい」「居場所の取り組みをサポートしたい」方に向けて、市内の子ども食堂や無料・低額の学習支援など子どもの居場所72か所の情報を掲載したポータルサイト「いこっと」を随時更新しました。

「いこっと」を通じて、居場所情報の提供や運営者の想いを発信するほか、食材や場所の提供、ボランティア等で居場所を応援したい市民や企業と居場所運営者とのマッチングなどを行っています。



Web



Facebook



2. 居場所づくり人材バンクの運営

居場所の多様なニーズに対応するため、「いこっと」の人材バンク登録制度「いこっとサポーター」において、人材の募集と登録、居場所への派遣や運営者とサポーターのマッチング等を継続実施し、居場所利用者の保護者向け講演会、居場所での工作体験やワークショップ、演奏会等のイベントの実施を目的に、15団体に計28回の人材派遣を行いました。

3. 個別団体の居場所づくり支援

新規立ち上げとして、障害者就労施設やお寺を拠点とした居場所づくり等を支援しました。

また、既存団体の支援として、新しい活動に関する支援や食材提供、助成金情報の提供等を行うとともに継続的な運営に関する相談支援を実施しました。



4. 圏域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、地域活動関係者、関係機関等による圏域ネットワークの構築を目的に、居場所の活動状況の共有、地域のこどもに関する情報交換や、虐待・ネグレクトに関する支援への繋ぎをテーマにした交流会等を、全7圏域で実施しました。

5. 市域ネットワークの構築

居場所運営者、学校関係者、関係機関等の課題共有等を目的に「こどもまんなか円卓会議」を2回実施し、新規で活動を開始した居場所の紹介のほか、活動に関わる課題や解決策・連携方法について、参加者のテーマ提示によるグループディスカッションを行いました。

6. 居場所ボランティア講座の実施

こどもに関わりたい人がこどもの課題を知り、支援のスキルを学び、現場で活動始めるための3回連続講座を実施しました。先進的に活動している居場所運営者を講師に招き、居場所でのこどもとの接し方についての講演を行ったほか、既存の居場所運営者によるブース出展を実施し、受講者が実際に活動している運営者の話を直接聞き、居場所の現状を学ぶ機会としました。



今後ともこれらの取組みを総合的に進めていくことで、様々な課題を抱えたこどもの育ちを支えるとともに、家庭への支援や多様な団体のつながりを創出していきます。

子どもの居場所づくり推進事業補助金の交付【こども支援課】

「豊中のまち全体が子どもの居場所になる」まちづくりを推進するため、地域における子ども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを充実することを目的に、定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とする子ども・家庭への見守り等を行う団体に対して補助をすることで、居場所の安定的な運営の支援を令和3年度（2021年度）から引き続き実施しました。

令和6年度（2024年度）においては42団体を補助し、延べ43,230人の居場所への参加と、延べ1,796世帯へお弁当等の配布を通じた見守りを行いました。



支援が必要な子どもの居場所（児童育成支援拠点・豊中型認定居場所）

【こども支援課・人権政策課】 拡充事業

子どもの居場所ネットワーク事業におけるセーフティネットの仕組みづくりをさらに推進するため、支援型の子どもの居場所として、児童育成支援拠点を4か所（いこっとhome、Ailes、人権平和センター豊中、人権平和センター蛍池）で実施し、支援対象児童等（延べ4,206人）に対し、安心・自由に過ごせる居場所の提供、食事提供、文化・社会体験活動、個別相談対応、家庭訪問のほか、市・学校・関係機関・他の居場所運営者等との連携支援を行いました。

また、開催頻度などの条件を緩和した豊中型認定居場所補助金を新設し、4団体による支援対象児童等（延べ1,422人）への見守り支援を行いました。

今後とも、はぐくみセンターを核とした既存の地域の居場所も含めた重層的な相談支援ネットワークにより、必要に応じて継続的・専門的支援に確実につなげる子どもの居場所の相談支援体制を強化していきます。

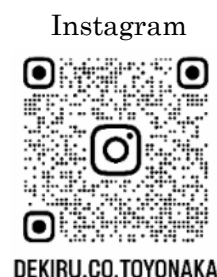
高校生世代の子ども・若者のための居場所【くらし支援課】 **新規事業**

生きづらさを感じている高校生世代の若者を支援するため、「ユースホーム できるカンパニー」を令和6年（2024年）6月に開設しました。

生活の自立につながる就労や学び直し、基本的な生活習慣の形成を目的として、安心安全が確保された過ごし場や学びと体験の機会を提供しています。

若者等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、仕事体験等の場を提供するとともに、若者等とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を実施しました。

令和6年度（2024年度）においては登録人数が15人、延べ607人が参加しました。



様々な地域の居場所の取組み

校区福祉委員会、民生委員・児童委員、主任児童委員★等の地域団体が、小学校や放課後こどもクラブと連携した子ども食堂や朝ごはん会、学習支援等、様々な子どもの居場所の取組みを行っています。また、子ども食堂ネットワークを組織し、加盟する子ども食堂を対象とした交流会やイベントの実施、くるくるパントリーを通じた食材支援、子ども食堂MAPの更新を行いました。加えて、福祉施設（愛和会、あけぼの会）と連携し、子ども宅食（弁当配付、延べ1,706食）を通じて、子ども・子育て家庭の支援を行いました。

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち ～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～

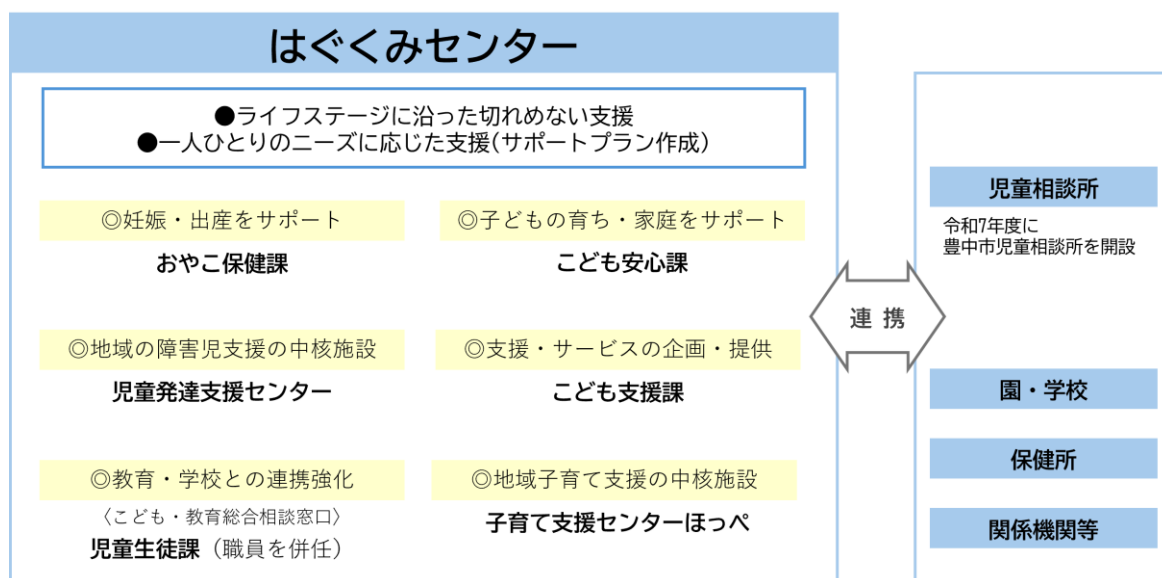
- (1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)
- (2-2 子育てに必要な情報提供等)
- (2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

はぐくみセンターの運営

改正児童福祉法に規定するこども家庭センター★の機能を持つ相談支援機関「はぐくみセンター」を、令和5年(2023年)4月に府内で初めて設置しました。すべての妊産婦、こどもとその家庭に対し、改正法で定める児童福祉と母子保健だけでなく、学校教育も一体となって、ライフステージに沿った切れめのない支援をより確実に届けていきます。

その他、令和5年度(2023年度)に、養育に課題を抱える家庭やヤングケアラーがいる家庭等を対象に家事・育児支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を開始し、令和6年度(2024年度)の利用件数は453件でした。

また、令和6年度(2024年度)は0～18歳までの支援を必要とするお子さんのいるご家庭向けに1,201件のサポートプランを作成しました。母子保健・児童福祉・障害児支援・学校教育が一体となって課題解決に努めました。



(1) 切れめのない相談支援

こども総合相談窓口【こども支援課】

平成27年度(2015年度)から設置しているこども総合相談窓口では、365日24時間体制で18歳になるまでのこどもと家庭のあらゆる相談を受付けています。

また、こども専用フリーダイヤル「とよなか子ダイヤル」についても、同じく365日24時間体制で相談を受付けています。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

令和2年度（2020年度）から開設している、こども専用チャット相談「とよなかつ子ライン」（毎週水曜 17～21 時）については、令和4年（2022年）3月には市立学校で配布されるタブレット端末からも相談できるように設定を行い、こどもからの相談体制を拡充しています。相談窓口が身近なものになるよう、横断幕を掲示したり、市内の小・中学校、高等学校へ相談カードを配布したりと、窓口の周知強化を継続しています。

育児のしんどさやこどもにどう対応したら良いか、気になる行動をとるこどもにどう関わったら良いかなど、専門職が保護者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関にもつないでいます。こども自身からは、友人関係、心身の健康のことなどの相談も多数受けており、とよなかつ子ラインでは、特に市立学校配布タブレット端末からの相談も増加しています。

今後も身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口の周知に努めます。

■こども総合相談窓口 相談件数（時間帯別）■ (件)

	平日昼間	平日夜間	土日祝（日中）	土日祝（夜間）	合計
2022 年度	3,749	470	153	182	4,554
2023 年度	5,084	475	171	211	5,941
2024 年度	6,346	394	173	138	7,051

■こどもからの相談件数（年代別内訳）■ (件)

	小学校低学年	小学校高学年	中学生	高校生年代	不明	合計
2022 年度	103	612	391	104	152	1,362
2023 年度	81	568	336	82	245	1,312
2024 年度	153	769	399	70	205	1,596

■こどもからの相談件数（フリーダイヤルとライン内訳）■ (件)

	とよなかつ子ダイヤル	とよなかつ子ライン	合計
2022 年度	301	1,061	1,362
2023 年度	224	1,088	1,312
2024 年度	383	1,213	1,596

こども・教育総合相談窓口【児童生徒課・こども支援課】

令和5年（2023年）4月から設置された、はぐくみセンター内の一機関である当窓口を庄内コラボセンターに設置し、専門相談員、臨床心理士、社会福祉職を配置し、学校や保護者などからの、こどもに係る問題行動や様々な悩みなどの相談に対し、関係各課と連携しながら、問題解決に向けた支援につなげるなど、適切に相談業務を行い、令和6年度（2024年度）は延べ361件の相談に対応しました。

今後も関係各課や学校等関係機関と連携を図りながら、事案を早期に発見し、早期支援につなげられるよう取り組みます。

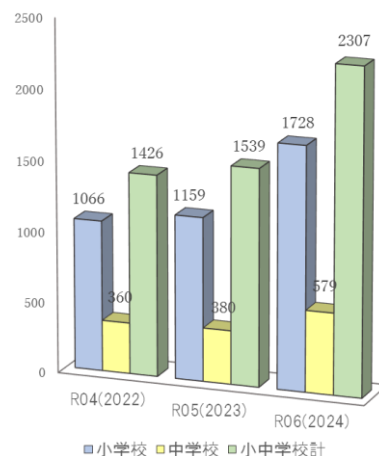
いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクト【こども安心課・児童生徒課】

いじめや児童虐待から子どもを守るプロジェクトとして、こども未来部こども安心課と教育委員会事務局児童生徒課が「いじめ・不登校（長期欠席）・児童虐待対策連絡会議」で連携し、いじめ事案、児童虐待事案等の個別ケース検討をはじめ予防にむけた事業を実施しました。

特にいじめ予防については、未然防止はもとより、早期発見・早期対応としていじめの芽の段階から摘むことが重要です。学校では「豊中市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校でいじめ対応に関する方針や計画をたて、いじめ防止に取り組んでいます。いじめは全ての学校、全ての児童生徒に起こりうるものという認識のもと、教職員のいじめに対する感度を高めたり、児童生徒自身がいじめに対する理解を深めたりできるような取組みを行いました。今後も上記連絡会議を継続し連携を進めます。

こども安心課のいじめ予防校区研修会では、児童生徒を対象に弁護士から身近なトラブル事例をもとに、いじめの構造やいじめの当事者以外のまわりの子どもたちの役割について研修しました。

いじめの認知件数推移



■令和6年度（2024年度）いじめ予防校区研修会実施実績■

対象	実施校	講師	テーマ
児童生徒	小学校 1校 中学校 1校	弁護士	・身近にあるいじめについて

令和6年度（2024年度）も前年に引き続き、小学校の児童会や最高学年、中学校の生徒会執行部会をはじめとし、子どもたちが主体となっていじめ予防を含めた安心安全な学校づくりを進めていくための支援をしました。各小中学校でオリジナルの下敷きや定規などのグッズを作り、全校児童生徒、全教職員に配布し、いじめ予防の啓発・促進を行いました。このような取組みを全市的に発信していきます。

こども療育相談【おやこ保健課（児童発達支援センター）】

発達上の様々な困りごとについて、その課題の整理や解決に向けての環境づくり、工夫の仕方などを、専門の職員が来所や電話で助言をします。こどもの所属施設の職員とこどもの育ちや特性を共有し、各施設の環境や体制に応じた支援方法を提案します。令和6年度（2024年度）は、発達に不安のある親子に対し地域子育て支援センターにおける発達支援親子教室を本格実施し、より身近な地域での支援体制の充実を図りました。また地域における保護者支援講座においては、民間障害児通所支援事業者職員を講師に加え、公民連携による保護者支援の充実を図りました。



■令和 6 年度（2024 年度）こども療育相談事業実績■

基本相談	909 人
療育支援（来所・電話）	1,016 人
療育支援（訪問）	279 人
巡回相談	466 人
障害児相談支援事業	34 人
発達支援保護者講座・相談会	86 人

保護者支援講座の実施について【こども支援課・おやこ保健課】

「安心感の輪」子育てプログラムでは、市内 3 か所（北部・中部・南部）において連続講座を実施したほか、単発講座「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」を市内 3 か所（北部・中部・南部）及びマイ子育てひろば実施園で実施し、愛着形成について学ぶ機会を提供しました。参加者からは「少し肩の力を抜いて子育てを楽しめるようになった」「こどもの行動の意味を知った」「子育ての地図をもらったような気持ちになった」等の感想をいただきました。

子育て親育ちプログラムでは、初めてオンラインでのグループ講座を開催し、対面では参加が難しかった保護者も参加できました。また、テーマの異なるセミナーを 4 回実施し、多くの人が具体的な子育てスキルを学べる機会を提供しました。

子育て発達支援プログラムでは、来所による参加が難しい保護者を含めた支援の充実として、ペアレント・トレーニングを 3 日間に内容集約して開催にしました。今後は配信講座等多様な方法について検討していきます。またファシリテーターの育成を通し、地域で気軽に学べる機会が提供できるようにしていきます。

※ファシリテーターの育成に関しては重点施策 3 の児童発達支援センター機能の充実（p.21）に詳しく記載しています。

■令和 6 年度（2024 年度）保護者支援プログラム実績■

講座名	実績
「安心感の輪」子育てプログラム	連続講座 延べ 24 回 延べ 173 組 延べ 321 人参加 単発講座 延べ 23 回 延べ 142 組 延べ 287 人参加
子育て親育ちプログラム （「前向き子育てプログラムトリプル P」）	延べ 11 回 延べ 138 人参加
子育て発達支援プログラム （ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング）	基礎編 参加者 18 名 ステップアップ編 参加者 39 名

乳児家庭全戸訪問事業

【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

豊中市では、全ての妊婦に対し母子健康手帳交付時に保健師、助産師等による保健指導を行っています。また、保健師・助産師等による「新生児訪問」、赤ちゃん訪問員・主任児童委員等による「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4か月までの乳児のいる家庭に全戸訪問し、伴走型支援を実施し、確実に面談を行っています。子育てに不安のある家族に対しては、「育児支援家庭訪問」等で継続訪問し、必要であれば関係機関、サービスにつなげて支援を行っています。

今後も虐待の未然防止、子育て不安の軽減につながるよう丁寧な子育て情報の提供・相談・援助に取り組めます。

■乳児家庭全戸訪問事業■

	訪問対象人数	実面談数	面談率
2020 年度	3,330 人	3,236 人	97.1%
2021 年度	3,040 人	2,958 人	97.3%
2022 年度	2,991 人	2,944 人	98.4%
2023 年度	2,939 人	2,938 人	99.9%
2024 年度	2,797 人	2,797 人	100.0%

【令和6年度：実面談数の内訳】

新生児訪問（保健師等訪問） 面談数：1,822 人、こんにちは赤ちゃん事業 面談数：1,201 人
両方の面談を実施した数 226 人

養育支援訪問事業

【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

保健センターでは、妊産婦、乳幼児の健康確保のために必要な情報提供を行うとともに、子育てに対する不安を軽減し、育児をサポートするため、訪問型（アウトリーチ*型）の支援事業を行いました。

子育て支援センターほっぺでは、育児支援家庭訪問として、自ら出向いて支援を求めることが困難な家庭（小学6年生までのこどもの保護者）に対し、保育教諭が継続支援を行いました。また、必要であれば専門職（心理職・社会福祉職）が同行し、専門性を活かした効果的な支援を行いました。相談内容は、育児ストレス・育児不安・母親の健康・メンタル的が約6割を占めています。訪問する中で育児・家事などの支援が必要とされた家庭は、育児及び家事援助支援につなぎ支援を継続しました。「いつでも気軽に相談できる」「困ったら（家に）来てくれる」という安心感から再度の訪問を希望する家庭が多くあります。今後も引き続き、訪問により育児に関する相談等の支援を行います。

■養育支援訪問事業（子育て支援センター及び保健センターによる専門的相談支援の合計）■

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
延べ訪問回数	568 回	826 回	813 回	1,081 回	1,204 回	1,070 回

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

地域子育て支援センターや認定こども園等における相談支援【こども事業課】

公立こども園 16 か所に設置している地域子育て支援センターに地域支援員を配置し、就学前のこどもとその家庭を対象に、子育て講座を開催したほか、親子の遊びや「公園ほっとタイム」など参加者同士の交流の場の提供、子育て情報の発信などを実施しました。また、公立こども園 24 か所においても、子育てに関する身近な相談場所として、子育て・子育てに関する保護者の悩みや負担軽減など心のケアを行うため、電話や対面での育児相談を実施しています。



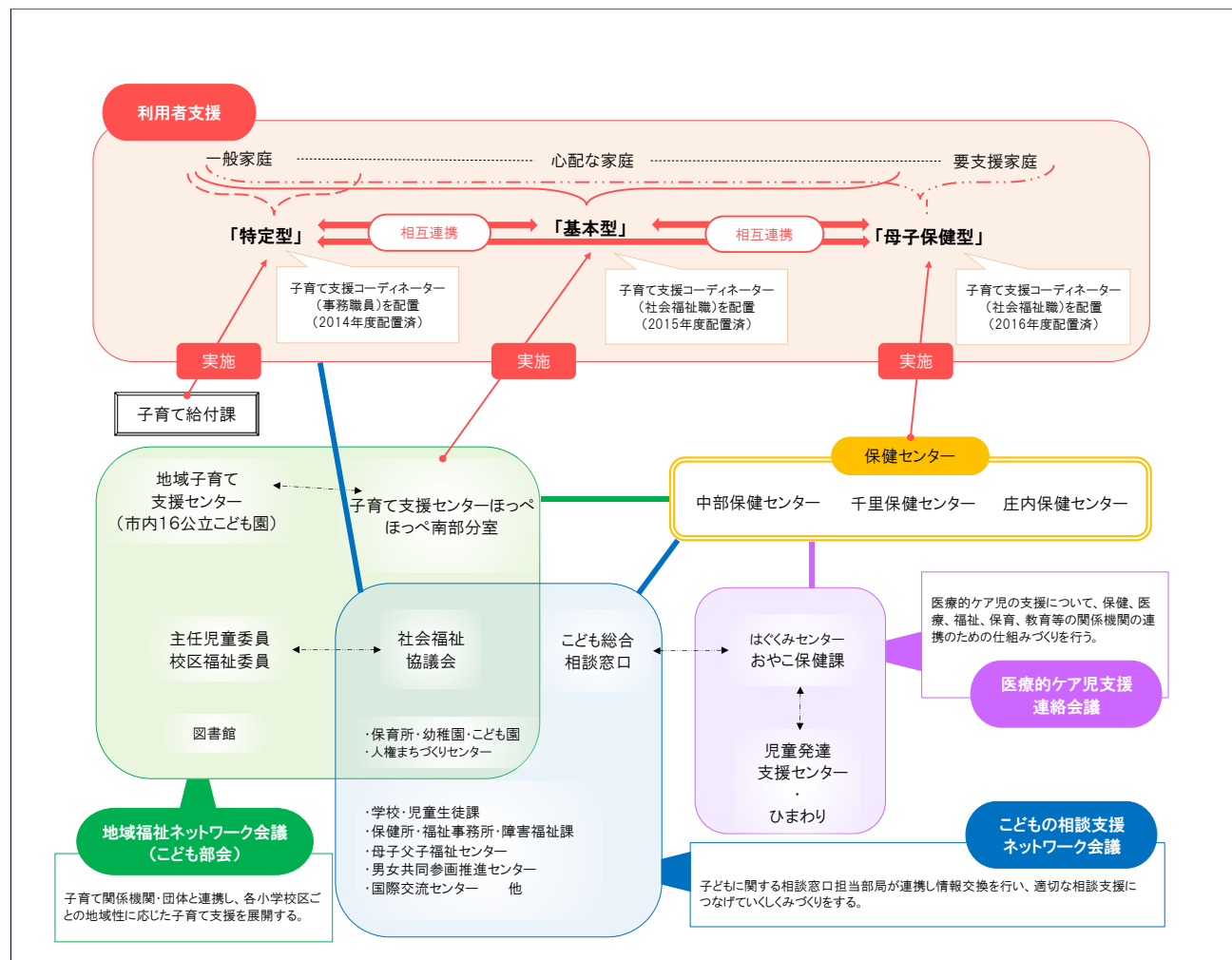
公園ほっとタイムの様子

また、身近に頼れる環境づくりとして、令和6年度（2024 年度）からすべての地域子育て支援センターでマイ子育てひろば制度を実施しました。市在住の妊婦や未就学児の保護者が地域子育て支援センターに利用者登録をすることで、より気軽に子育て相談やイベント、園庭開放に参加できるようになりました。

※マイ子育てひろばに関しては施策の柱ごとの事業実施状況の施策の柱2子育て支援（p.29）に詳しく記載しています。

（２）分野横断的な相談支援

利用者支援事業【子育て給付課・こども支援課・おやこ保健課】



■利用者支援事業と各相談窓口との連携

利用者支援事業とは、子ども・子育て支援について個別の子育て家庭のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように、また、日常的に地域の様々な子育て支援関係者とネットワークを構築し、不足している社会資源の開発などを目的にする事業です。子育て支援センターほっぺ（「基本型」、市役所の窓口（「特定型」、3 か所の保健センター（「母子保健型」）にそれぞれ「子育て支援コーディネーター」（社会福祉職等）を配置し、相互に連携することで、妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を行っています。また、地域の相談支援の充実のため、公立こども園においても副園長を対象に利用者支援員研修を実施し、子育て支援コーディネーター（兼任）として配置しています。

ネットワークの構築については、子育て支援コーディネーター間で連絡調整会議を開催し、対応事例の共有などの情報交換を行い、制度やサービス・社会資源について、その有効性や課題を確認しました。

「基本型」利用者支援事業【こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

地域子育て支援センターや公民館等における出張相談を 41 回実施しました。相談内容は、主に保育施設や子育て支援の制度や、入所・入園・一時保育についてでした。令和 6 年度（2024 年度）からは、マイ子育てひろば実施園での出張相談を行いました。引き続き、転入者や妊婦等も含めた一人ひとりのニーズに寄り添った支援を行います。

■令和 6 年度（2024 年度）「基本型」利用者支援事業相談件数■ (件)

窓口相談	電話相談	出張相談	WEB 相談	合計
550	252	233	3	1,038

「特定型」利用者支援事業【子育て給付課】

子ども・子育て支援新制度*への理解を深め、保育所等をよりスムーズに利用できるよう子育て給付課窓口での利用案内・相談対応において、保活情報ポータルサイト、オンライン相談を活用し、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行いました。（令和 6 年度（2024 年度）オンライン相談実績：370 件）

引き続き、保活情報ポータルサイトの活用、オンライン相談の実施ほか、インターネットでの来庁予約システムによる窓口相談での待ち時間の短縮など、利用者の利便性向上に取り組みます。

「母子保健型」利用者支援事業【おやこ保健課（保健センター）】

相談者との面接時にタブレットを活用したわかりやすい情報提供を行うほか、相談者のニーズに応じ、福祉事務所、くらし支援課、人権政策課、子育て支援センターほっぺ、医療機関、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等へ繋ぎ、支援の充実を図りました。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援として妊娠届出時の全数面接、妊娠期の個別の支援プラン策定など、ニーズに応じた適切な時期にきめ細かな支援を行いました。

子どもの支援情報一元化システムの活用【こども安心課】

切れ目のない相談支援、分野横断的・重層的な相談支援をめざし、子どもや家庭へより早期に的確な支援を行う『子ども家庭支援システム（子どもの支援情報一元化システム）』を構築し、令和 5 年（2023 年）3 月に稼働開始しました。

同システムを活用しながら、こども支援課・こども安心課、おやこ保健課、児童生徒課の 4 課で相互に連携し、情報の一元化を図り子どもや家庭へ包括的な支援を実施しました。このシステムの一元化により担当課間での情報共有が速やかになり、こども家庭への支援をより円滑に行うことができるようになりました。引き続き、児童虐待等のこどもと家庭に関する諸問題の解決のために支援情報一元化システムを運用します。

コミュニティソーシャルワーカー*（CSW）とスクールソーシャルワーカー*（SSW）とこども安心課の各地区サポート係の連携会議【児童生徒課・こども安心課】

CSW と SSW の各専門性を活かした日常的な連携の在り方を協議し、学校と福祉の連携を深めるための交流会を 3 回実施しました。その中で校区情報等の交換を行い、圏域ごとの状況・特色を相互につかむことにより、有効な支援をしていきました。

今後、こども安心課の各地区サポート係（以下「各地区サポート係」という。）も加えて、CSW、

★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

SSW と各地区サポート係で学校と福祉の連携を深めるための交流会を年3回（うち1回は令和7年度（2025年度）から地域福祉ネットワーク会議（こども部会）開催の圏域連絡会を兼ねる）実施するとともに校区情報等の交換を行い、更なる有効な支援を講じます。

（３）迅速かつ丁寧に切れめなく包括的に支援を行うための体制強化

児童相談所開設準備【こども安心課】

全てのこどもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、令和7年（2025年）4月の児童相談所の開設に向けて準備を進めました。令和6年度（2024年度）は、「豊中市児童相談所設置基本計画」に基づき、相談支援体制の検討や施設整備を進めるとともに、職員育成のために大阪府等への職員派遣を行いました。また、国に対し児童相談所設置市への移行を要請し、政令指定を受けました。さらに、豊中市こども審議会「社会的養育推進のあり方検討部会」において、「社会的養育推進計画」の策定に向けた検討を行い、計画を定めました。

乳児院開設準備【こども安心課】

豊中市が児童相談所を設置することで、保護者などから適切な養育を受けられないこどもを公的責任で保護・養育する社会的養護を提供できる体制を市が責任をもって推進していく必要があります。入所措置が必要な乳児は健康面など様々なリスクを抱えているケースも少なくありません。緊急保護しなければならない場合に、安全・確実・迅速に保護する場所を確保するため、公募により豊中市児童福祉関連施設に民営の乳児院の誘致を進め、事業者を選定しました。

定員は10名（5名×2ユニット）でショートステイも受け入れ、地域の子育て支援も行います。

重点施策 3 だれもが安心、つながる支援 ～必要な支援を届ける環境づくり～

(1-4 子どもの悩みや不安に対する相談及び支援)

(2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援)

(1) 障害のある子どもへの支援

障害のある児童・生徒の通学支援サービス【障害福祉課】

令和4年(2022年)4月より、保護者の体調や就労等の理由によって、ひとりで通学が困難となっている障害のある児童・生徒にガイドヘルパーを派遣し、通学のために必要な支援を行っています。今後、豊中市居宅介護・移動支援事業者連絡会などでの勉強会や、民間の従事者養成研修の案内を積極的に行うことにより、従事者の数と質の向上に努めます。

■ 通学支援サービス利用実績 ■

	延べ利用者数	延べ利用回数
2023 年度	799 人	11,508 回
2024 年度	892 人	15,690 回

児童発達支援センター機能の充実【おやこ保健課(児童発達支援センター)】**拡充事業**

保護者支援の拡充を図るため、市内障害児通所支援事業所職員対象のペアレント・トレーニング講師養成講座を実施するとともに(参加者数:11名)、地域子育て支援センターにおいて、保護者支援講座及び相談会を実施しました(15施設、参加者数:86名)。地域子育て支援センター等で発達支援親子教室を本格的に実施することにより、早期の気づきを保護者の理解や児童発達支援の利用などの支援につなげることができました。また、義務教育修了後の発達障害児を対象にした放課後等デイサービスを実施しました。

障害のある子どもへの支援の質の向上【おやこ保健課(児童発達支援センター)】**拡充事業**

障害児通所支援事業所へのスーパーバイズ・コンサルテーション事業や巡回訪問、障害児通所支援事業者連絡会の研修等の側面的支援を実施しました。また、保護者支援講座講師資格を取得した民間障害児通所支援事業所職員を講師に招き、発達支援保護者講座を実施することにより、公民連携した保護者支援の充実を図りました。

(2) 外国にルーツをもつ子ども(家庭)への支援

子どもサポート事業【人権政策課】

子どもの権利条約に基づき、こどもの人権を尊重し、外国にルーツを持つこどもが自身のルーツを肯定的に受け止められる場を提供しています。また、外国にルーツを持つこどもと家庭の社会的孤立を防ぎ、地域で安心して暮らしていけるよう、特にこどもに関係する行政機関や教育関係者と連携しながら、赤ちゃんから青少年に至るまでの外国にルーツを持つこどもに対する支援および相

談事業を行っています。

多文化子ども保育「にこにこ」では、就学前の外国にルーツを持つ子どもたちが、読み聞かせや自由遊びなどの保育を通して、多様な子どもや大人と接し、コミュニケーションを取ることで社会生活に慣れるための場づくりを行っています。

「子ども母語教室」では、小・中・高校生を対象に、外国にルーツを持つ子どもたちが、母語や母文化に触れ、母語でコミュニケーションができるように支援し、子ども同士の仲間づくりを通じた居場所づくりや、エンパワメント*を行っています。外国にルーツを持つこどものための学習支援・居場所づくり「サンプレイス」でも、小・中・高校生を対象に、子どもたちが安心して集える場づくりを行っています。外国にルーツを持つ大学生もボランティアとして活動に携わっており、子どもたちにとって居場所であると同時にロールモデルとの出会いの場にもなっています。

また、15歳以上の外国にルーツをもつ若者が集い、自己実現をしていく場を創出する取組みとして「若者支援事業」を実施しています。

今後も、子ども・若者たち一人ひとりの声に耳を傾け、安心してつながれる場づくりをめざしていきます。



サンプレイスの活動の様子

おとなサポート事業【人権政策課】

外国人市民が主体的に地域社会に参加できる機会をつくるため、多言語スタッフ及びカウンセラーを配置し、様々な事業とつながりながらサポートしています。

外国人のための一般生活相談では、主任相談員と相談員2名、外国語を母語とする多言語スタッフ8名を配置して相談対応するとともに、相談の質を高めるための支援者研修を随時行いました。

多言語相談サービス（対応言語は日本語、中国語、韓国・朝鮮語、英語、フィリピン語、タイ語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語）は、週5日実施しています。

令和6年度（2024年度）の相談件数は延べ2,864件と前年よりも増加しており、リモート対応、SNSによる相談対応を継続するなど、相談しやすい環境づくりを進めています。多言語Facebookページでは、日本語を含め10言語で感染症対策や支援情報など様々な情報発信を継続しました。

今後は、これまでの取組みを継続すると共に、国際交流センターに来づらい相談者へのアウトリーチ*や、スタッフの能力向上など、支援の充実をはかっていきたいと考えています。



シヨコラでの臨時相談会の様子

国際教室【学校教育課】

帰国・渡日児童生徒を対象に、日本語の読み書き指導や学校の学習支援、多文化交流を目的とした活動を行いました。拠点校は、桜井谷・上野・東豊台・北丘の4小学校で実施しました。「国際教室」では多読活動やボードゲーム、フラッシュカードなどの教材・教具を活用し日本語学習や教科学習のサポートを行っています。

また、点在する「国際教室」がお互いに交流出来るように、10月にオンライン交流会を実施しました。普段は学校ごとに活動している「国際教室」ですが、他校にも同じ環境で頑張っている「仲

★は資料編「用語の解説」をご覧ください

間」の存在を知り交流できたことで本取組みへの励みとなりました。

今後も引き続き、さまざまな国のこどもたちが交流できる居場所づくりを目的とし、日本語の読み書きなど学校での学習活動のサポートを行います。

（３）ひとり親家庭、貧困の状況にある子ども（家庭）への支援

◆ひとり親家庭への支援については、第Ⅷ章に記載しています。

◆貧困の状況にあるこども（家庭）への支援については、第Ⅸ章に記載しています。

（４）ヤングケアラーへの支援

講演会等の開催、リーフレット配布【こども支援課】

ヤングケアラーの理解や気づきの視点、多分野連携による包括的支援の必要性などについて啓発を行うため、関係機関、地域活動従事者、市民に向けた講演会や研修会・出前講座を実施しました。

あわせて、周囲の大人や支援関係者向けに、支援の考え方や多分野の役割、伴走型支援の重要性、当事者の気持ちや現状を理解するためのコラム等を掲載したリーフレットを、出前講座や講演会等で説明しながら配布しました。

ヤングケアラーへの相談支援【こども安心課】

令和４年（２０２２年）４月にヤングケアラー専用相談窓口を開設し、令和６年度（２０２４年度）は１３件（相談経路：市関係部局、学校、福祉・医療など関係機関）の相談支援を行いました。支援の中で、こども支援課が創設した子育て世帯訪問支援事業を活用し、ヤングケアラー本人や保護者の負担軽減を行いました。令和６年度（２０２４年度）は、市内全ての中学校へのアンケートを実施し、ヤングケアラーの可能性のある生徒の把握・学校と連携した支援に取り組みしました。

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）＊を活用して、多分野の関係機関と個人情報共有や支援内容等の協議を行うとともに、「ヤングケアラー支援運営会議」を活用して外部有識者から個々の支援方針等に助言・意見をいただきました。

また、職員等の支援力向上・多機関連携強化に向けて、「ヤングケアラーの理解と寄り添い支援のポイント」と題した講演とパネルディスカッション（こども支援課と共催）を行いました。



★は資料編「用語の解説」をご覧ください。

重点施策 第2期計画(5年間)の振り返り

こども（家庭）の支援体制のさらなる強化に向けて、「ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～」、「みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～」、「だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～」の重点施策に取り組みました。

重点施策1 ひろめよう、それぞれの居場所～子どもの居場所づくり～

○市内のこども食堂や無料・低額の学習支援などの子どもの居場所づくりを推進するため、コーディネーターを配置し、居場所の立ち上げ・運営支援、市域・圏域での学校関係者・地域活動関係者・関係機関等との交流会や、ボランティア連続講座の開催、ポータルサイト「いこっと」での情報発信、居場所に協力したい人材の派遣、市民や企業からの寄付等と居場所とのマッチング等を継続実施しました。

○こども食堂や無料・低額の学習支援等の多様な子どもの居場所づくりを目的に、定期的な開催や、食材等の提供を通じて支援を必要とするこども・家庭への見守り等を行う団体に対して「子どもの居場所づくり推進事業補助金」を交付しました。

○支援が必要な子どもの居場所として、児童育成支援拠点を4か所で実施したほか、開催頻度などの条件を緩和した豊中型認定居場所を新設し、支援型居場所を拡充しました。

○放課後こどもクラブ、地域子ども教室に加え、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施、また、事業者委託等により放課後こどもクラブを日曜・祝日も開設するなど、学校を拠点とした放課後の居場所づくりを実施しました。

重点施策2 みんなで寄り添う、健やかな育ち～一人ひとりの育ちにあわせた相談支援～

○ライフステージに沿った切れめのない支援をより確実に届けるため、改正児童福祉法に規定するこども家庭センターの機能を持つ相談支援機関「はぐくみセンター」を設置しました。

○こども総合相談窓口、こども専用フリーダイヤル（とよなかっ子ダイヤル）での24時間365日の相談受付、こども専用チャット相談（とよなかっ子ライン）をタブレット端末からも相談できるよう設定するなど、こどもからの相談体制を拡充し相談が増加しました。

○身近な相談場所として、地域子育て支援センターや認定こども園等に地域支援員を配置し、対面や電話での育児相談を実施しました。

○全てのこども達が心身ともに健やかに育つことができるよう、令和7年（2025年）4月の開設に向けて、児童相談所・乳児院の開設準備を行いました。

重点施策3 だれもが安心、つながる支援～必要な支援を届ける環境づくり～

○ヤングケアラーに関する理解促進と早期発見に向けた啓発、専任の「ヤングケアラー・コーディネーター」の配置など、ヤングケアラー支援に関する専用相談窓口を設置しました。

○ひとり親家庭に対して、母子父子自立支援員による相談をはじめ、自立支援給付金等の就業支援、生活支援等を実施。また、公正証書等の作成にかかる手数料等を補助する養育費確保のための補助制度を創設しました。さらに、ひとり親家庭支援の拠点である母子父子福祉センターにおいて、弁護士・専門員相談や情報提供等を実施しました。

○通学支援サービスや児童発達支援センターの機能充実など、障害のあるこどもへの支援を行いました。

○学習支援・居場所づくり、集いの場や国際教室など外国にルーツをもつこどもへの支援を行いました。